

帯広市ばんえい競馬きゅう舎関係者による競馬法違反疑いについて

本日、帯広市ばんえい競馬きゅう舎関係者による競馬法（競馬法第29条 勝馬投票券の購入等の制限）違反の疑いにより、帯広警察署による関係者への捜査が入ったことをお知らせいたします。

競馬法第29条第8号の規定により「地方競馬に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者」については、全ての地方競馬の競走について、勝馬投票券を購入又は譲り受けが禁止されており、これらに違反した疑いとなるものであります。

今回の競馬法違反事案が発生したことは、全国のばんえい競馬ファンの皆様、日頃より、ばんえい競馬に対しご支援、ご協力をいただいております多くの皆様の信頼を裏切る行為であり、誠に遺憾であります。

捜査対象となる関係者につきましては、本日以降の業務活動について停止を命じたところであります。

本事案につきまして、帯広警察署による徹底的な捜査をお願いいたしますとともに、捜査結果等を踏まえたうえで、関係者への厳正な処分をまいります。

今後、捜査状況等が明らかになった時点、関係者への処分等が明らかになった時点で速やかにご報告をさせていただきます。

平成27年12月11日

帯広市長 米 沢 則 寿